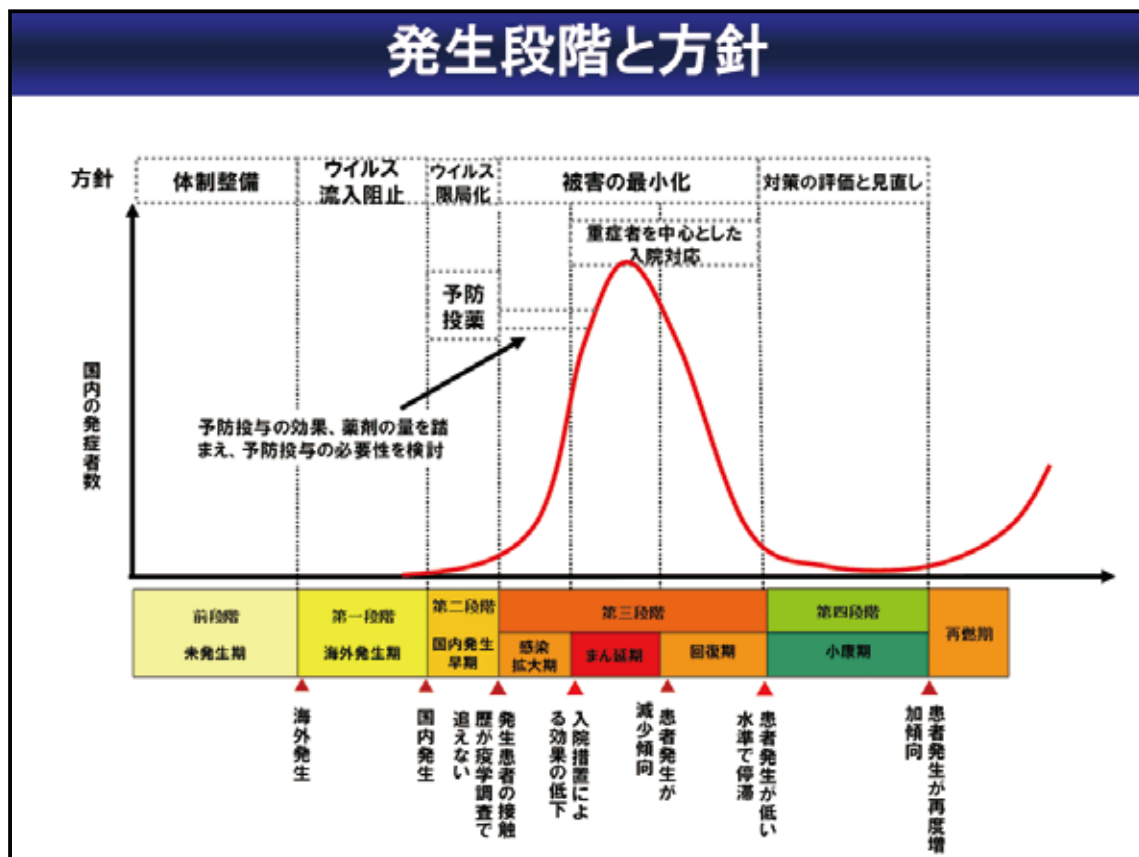


## 『新型インフルエンザ（A/H1N1）』に関するお知らせ②

2009年5月19日

### 1. 全般的な状況

5月19日午前10時現在、大阪府と兵庫県では合わせて160名を超える新型インフルエンザの感染者が確認されています。これは、厚生労働省のステージでは第二段階の「国内発生早期」に、WHO（世界保健機関）のフェーズでは「5」になります。



(出所：厚生労働省)

### 2. 感染力と病原性

WHO 並びに国立感染症研究所は、「現在の新型インフルエンザ（A/H1N1）ウイルス」は「感染力は季節インフルエンザと同程度または少しそれよりも強い」、また、病原性は「弱毒性」と報道しています。

### 3. 感染の状況など

以下は、新型インフルエンザ専門家会議が2008年7月30日に発表した「新型インフルエンザ発生時の社会経済状況の想定（一つの例）」からの抜粋です。

#### 3.1 感染状況

- ① 国内でヒト・ヒト感染の大規模な集団発生が見られる
- ② 受診者が急増
- ③ 患者受け入れ医療機関の拡大
- ④ 患者への抗インフルエンザ薬投与

#### 3.2 社会状況の変化

- ① 感染拡大防止対策の強化
- ② 発生地域で学校の休校
- ③ 発生地域で公共交通機関・職場で感染の恐れ。一部の事業所が休業
- ④ 百貨店、劇場、映画館等の休業または来客数の減少
- ⑤ 不要不急の業務の縮小または休止
- ⑥ 社会機能の維持に関わる事業の継続と不要不急の事業の休止
- ⑦ 事業継続計画に基づく人員体制等の変更

（筆者注）

①～④は、感染拡大防止対策、⑤～⑦は、事業継続計画（BCP）です。ただし、昨日および本日（5月19日）の新聞・テレビ等マスコミからは、「弱毒性の場合は、⑤～⑦のBCPには配慮しなくて良いのではないか」との指摘があります。

### 4. 感染拡大防止対策

新型インフルエンザの発生段階が現在の第二段階（国内発生早期）から第三段階（感染拡大期）へ移行される可能性が大きくなりました。第三段階では、発生患者が増え、接触した履歴を追うことが困難になります。また、第三段階では、一人一人が感染拡大を防止する役割を担うことになります。

#### 4.1 新型インフルエンザにかかる前の対策（予防対策）

##### ① 行動対策

重要な用事、緊急の用事以外での外出（不要不急の外出）をさけてください。どうしても外出しなければならない時はなるべく短時間ですませます。また、人混みをさけます。更に、咳エチケット、手洗いを日常的に実施してください。

## ② 感染防止対策（手洗い）

手洗いは、以下の手順で行います。時間は15秒～30秒かけて行います。

- a) 石けんをよく泡立てる
- b) 手のひら、手の甲を洗う
- c) 指の間を洗う
- d) 親指を手のひらで包むようにあらう
- e) 爪の先端部を手のひらにたてて洗う
- f) 洗った後はよく乾燥させる

手指消毒用のアルコール消毒液（アルコール濃度60～80%）も効果がありますが、携帯用は入手が困難になっていますので、手洗いを確実に実施して下さい。

## ③ 感染防止対策（マスク）

マスクは不織布のサージカルマスクを着用します。マスクは基本的に感染者が他人を感染させないためと、他人からの感染を防ぐために使用します。現在、マスクは非常に入手しにくくなっています。粗悪品にも注意が必要です。花粉症用のマスクは、マスクの表面の隙間が、10ミクロン、インフルエンザウイルスは、1～2ミクロンですので、花粉症様のマスクは、効果があまり期待できません。マスクが無い場合の代替策としては、ティッシュとビニール袋数枚を携帯し、くしゃみ、咳、鼻水が出た場合、咳エチケットを守りながら、使用後はすぐにビニール袋に入れ密閉してください。ビニール袋は、確実にゴミ箱にすててください。

## ④ 情報対策（一般）

情報は、確実なルートから入手してください。国（厚生労働省等）、都道府県、市区町村等の公の機関の他、国立感染症情報センター、WHOなども参考になります。

## ⑤ 情報対策（発熱相談センター）

感染の疑いがある場合には、まず、発熱相談センターに電話をかけます。事前に、発熱相談センターの電話番号を確認します。

## 4.2 新型インフルエンザにかかった場合の対策（感染時の対策）

### ① 発熱外来、感染症指定医療機関

発熱相談センターに連絡後、発熱外来、感染症指定医療機関等を受診しますが、発熱外来は、通常の病院が発熱外来を設置する場合と、別途広い場所に医師、看護師が待機し診療する場合があります。いずれの場合も移動手段の確保が必要です。公共交通機関ではなく、できれば自家用車や徒歩が望まれます。自家用車が無く、徒歩も困難な場合は、発熱相談センターに相談してください。

## ② 自宅療養

感染拡大が進むと、重症患者は入院、比較的症状が軽い場合は自宅療養になります。自宅療養では、次の点に注意して、患者の静養および他の家族への感染拡大防止を行うことになります。

- a) 他の家族と患者はなるべく別の部屋
- b) 床は消毒しやすいようにフローリング、またはビニールシートを敷く。
- c) 看病はできれば一人が行い、看病後は手洗い、うがいを行う。看病はする方もされる方もマスクを着用する。
- d) 食器類は通常の洗浄で、また消毒は家庭用の漂白剤なども効果がある。トイレの後のノブ、スイッチ等も消毒する。
- e) 感染している可能性が高い同居者などは外出を自粛し、保健所へ健康状態を報告することが法律で定められている。

## 5. 事業継続計画（BCP）

BCPは全企業・全組織が装備すべきものですが、新型インフルエンザについては以下のA又はBに該当する企業・組織は至急装備することが求められています。

- A. 自社・自組織は医療従事者等又は社会機能維持者である
- B. 自社・自組織の顧客に医療従事者等又は社会機能維持者がいる

新型インフルエンザ専門家会議は、「新型インフルエンザ接種に関するガイドライン」で医療従事者等および社会機能維持者の範囲を次のように示しています。

- 1) 医療従事者等  
医療従事者、救急隊員、医薬品製造販売業者等
- 2) 社会機能維持者
  - ① 治安維持  
消防士、警察官、自衛隊員、海上保安官、矯正職員等
  - ② ライフライン関係者  
電気事業者、水道事業者、ガス事業者、石油事業者、食料販売関係者等
  - ③ 国又は地方公共団体の危機管理に携わる者  
国会議員、地方議会議員、都道府県知事、市町村長等
  - ④ 国民の最低限の生活維持のための情報提供に携わる者  
報道機関、重要なネットワーク事業・管理を行う通信事業者等
  - ⑤ 輸送  
鉄道業者、道路旅客・貨物輸送業者、航空運輸業者、水運業者等

## 5.1 BCP の優先項目

新型インフルエンザ対策のBCPで優先して策定すべき項目は次のとおりです。ただし、前述しましたとおり「弱毒性の場合は、BCPの発動は不要」との指摘があります。

- ① 新型インフルエンザ対策本部設置計画  
第6項の「新型インフルエンザ対策本部について」を参照下さい。
- ② 休業計画・再開計画  
事業部・店舗などの休業手順、再開手順書。
- ③ 従業員・関係者との連絡網  
従業員・役員・関係者（派遣社員）およびその家族との連絡網で、連絡メッセージのサンプルを含む。
- ④ 顧客・サプライヤー・物流業者との連絡網  
顧客・サプライヤー・物流業者および代替サプライヤー・物流業者との連絡網で、連絡メッセージのサンプルを含む。
- ⑤ 必要要員計画  
社会機能を維持するために必要な要員の洗い出しと、代替要員の確保手順、代替要員の交差訓練手順を含む。
- ⑥ 必要資金推計（キャッシュフロー計画）  
感染拡大防止対策及びパンデミック期間中に必要となる資金計画、金融機関との契約書を含む。
- ⑦ 逸失売上額推計  
事業部・店舗の縮小・休止にともなう売上額の減少を推計する手順書。従業員などの罹患・死亡に関係する費用等を含むことがある。

## 5.2 想定すべき状況

- ① 欠勤者の増加
- ② サプライチェーンの中断
- ③ 在庫の一部積み増し
- ④ 受取金の一部遅延

## 6. 新型インフルエンザ対策本部について

### 6.1 新型インフルエンザ対策本部のタイプ

対策本部には二つのタイプがあります。医療従事者等および社会機能維持者と、医療従事者等および社会機能維持者を顧客に持つ企業・組織は②のタイプになります。

- ① 感染拡大防止対策のみを実施する。
- ② 感染拡大防止対策とBCPを実施する。

次頁は②のタイプの対策本部の例です。この中からBCP関係を除くと①のタイプの対策本部になります。

## 6.2 対策本部の例

(☆印は BCP 関係です)

対策本部長	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 対策本部を統括し、感染拡大防止対策と BCP を担当する</li> <li>● 社内向け新型インフルエンザ対策マニュアルの制作責任者になる</li> <li>● 休業規定、自宅勤務規定など就業規則の修正責任者になる</li> <li>● 社内外向けに対策と感染状況を周知する</li> </ul>
副本部長	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 対策本部長を補佐する</li> <li>● 対策本部長が不在の場合は、対策本部を指揮する</li> </ul>
計画班	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 感染拡大防止対策と BCP を担当する</li> <li>☆ 対策本部及び全社の要員計画（代替要員を含む）を担当する</li> <li>☆ 感染者数・休業者数など推計を随時行う</li> <li>☆ 自社事業・業務の洗い出し、事業・業務の優先順位付けを担当する</li> <li>☆ 被害額の推計、資金計画を作成し、金融機関（保険会社を含む）との協議を担当する</li> </ul>
情報班	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 感染拡大防止対策と BCP を担当する</li> <li>● 海外の工場、支店、事務所などとの連絡・支援を担当する</li> <li>● 国内外の新型インフルエンザ関係情報の収集と社内外への周知・連絡を担当する</li> <li>☆ 国内外の顧客・サプライヤーとの契約を見直し、対策案作成を担当する</li> <li>● 国内外の行政機関（大使館、領事館、外国の病院など）との連携を担当する</li> </ul>
用品・物流班	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 主に感染拡大防止対策を担当する</li> <li>● 新型インフルエンザ対策用品・備品（マスクなど）の選択・購買・保管・配布を担当する。</li> <li>● 近隣の保健所・病院・診療所・宿泊施設との連絡・提携を担当する</li> <li>☆ 新型インフルエンザ流行時の通勤対策、物流対策の対策を担当する</li> <li>☆ 新型インフルエンザ流行時の通勤関係・物流関係の事故・事件を担当する</li> </ul>
現場対策班	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 主に感染拡大防止対策を担当する</li> <li>● 新型インフルエンザ流行時の従業員・その家族との連絡を担当する</li> <li>● 従業員・その家族に対し、個人・家庭での新型インフルエンザ対策を支援する</li> <li>● 従業員・関係者に職場内での感染拡大予防対策の教育と訓練を担当する</li> <li>● 職場内で、感染者・疑似感染者が発生した場合の輸送・消毒を担当する</li> <li>● 感染者・休業者・遺族への支援を担当する</li> </ul>